

1

高等教育における個人寄付の拡大と 評価性資産寄付に対する寄付税制

資料

内閣府科学技術イノベーションの基盤的な力に関する ワーキンググループ(WG)

2016年12月9日

政策研究大学院大学助教授 福井 文威

概要

- 歴史的にみると、アメリカの高等教育は、現在の高い水準の 個人寄付を一貫して維持してきたわけではなく、1980年代 から1990年代に寄付を拡大させた経験を持つ。
- アメリカ高等教育における個人寄付拡大の背景には「評価性 資産(株式・土地・建物)」を寄付した際に適用される、連 邦政府の税制優遇措置が重要な役割を果たしている。
- 当該制度は、税の公平性という観点から批判の対象とされて きた一方で、アメリカの教育研究活動を支える制度として維 持されており、イギリスにおいても同様の制度が適用されて いる。

1980年代から1990年代にアメリカの大学に対する寄付額は 急拡大した。

Total Voluntary Support for degree-granting postsecondary institutions, in millions of constant 2012-2013 dollars



Statistics 2013, Table 333.80.のデータを利用し作成。

アメリカの大学への個人寄付の変動は「株価の変動」と強く相関する。ただし、景気が良くなれば自然と寄付が急激に増えるのではなく、その背景には、評価性資産 (株式・土地・建物)の寄付に対する連邦政府の税制優遇措置の存在がある。

• ハーバード大学の寄付募集案内

 "Giving appreciated securities is a tax-wise way to support Harvard. For securities held longer than one year, you can deduct their full fair market value, regardless of what you originally paid for them. You also avoid paying capital gains tax." (Harvard Alumni, https://alumni.harvard.edu/ways-to-give/plannedgiving/assets-you-can-give/appreciated-securities *P*/2t2A : 2016年12月1日)

カリフォルニア大学サンディエゴ校の寄付募集案内



評価性資産を寄付した場合、寄付者は、 評価性資産寄付の公正市場 価格で課税所得から控除可能、 キャピタルゲイン課税を免除可能

例:株式(取得価格: \$100,公正市場価格: \$1000)を大学へ寄付した時の税制優遇措置

- 1. \$1000 × 所得税率 (20%) = \$200が所得税から控除
- 2. \$900 × キャピタルゲイン課税率(15%) = \$135がキャピタルゲイン課税から免除
- 3. 合計\$335が政府の負担分
- 4. 寄付の実質的な負担は\$665(寄付額の66.5%)



1年以上保有の評価性資産に限る。控除限度額は調整総所得の30%といった条件がある(ただし、5年間の繰越可)。

資産価格が上昇するほど、評価性資産の寄付へのインセン ティブが高まる制度設計

| 株価 (公正市場価格) | 寄付者の実質的な負担 (寄付の租税価格) |
|----------------|-------------------------|
| \$100 | 0.800 |
| \$500 | 0.680 |
| \$1000 | 0.665 |
| \$1500 | 0.660 |

表:株価と寄付の租税価格の関係性

取得価格100ドルの株式寄付を想定。連邦所得税率を20%、キャピタルゲイン課税率を15%として算出。寄付の租税価格の算出は、Anderoni (2006)を参照。 寄付控除の限度額などの条件は、考慮していない。

Andreoni, J. (2006). "Chapter 18 Philanthropy", in K. Serge-Christophe and Y. Jean Mercier, (eds.), Handbook on the Economics of Giving, Reciprocity and Altruism. Elsevier, 1201-1269.



アメリカ高等教育の個人寄付拡大の背景には、経済要因+政策要因の複合的要因が存在する

評価性資産寄付に対する税制優遇措置は、税の公平性といった観点から社会的批判の対象となる制度でもあった。

- 寄付控除制度に対する批判
 - "(慈善寄付控除制度の)改正を主張する者は、政治思想と公平性という観点 から改正を求めている。ある者は、<u>寄付控除は、本来ならば財務省に流れる税</u> 金を納税者が費やすことを促進していると主張し、他の者は、<u>寄付控除による</u> 利益は他の納税者に比べ、高所得者層にとって望ましいものとなっていると主 張している(Council for Financial Aid to Education, 1973, p.5)" Council for Financial Aid to Education. (1973). Voluntarism, Tax Reform, and Higher Education: Council for Financial Aid to Education.



福井文威(2014) 『米国の高等教育における個人寄付の拡大に関する研究』東京大学大学院より。

寄付控除制度を擁護する側からの主張 : アメリカの大学は大口寄 付に支えられており、制度の制限は教育研究活動の質を低下させる。

1985年の連邦議会におけるタフツ大学学長の証言

 "団体のタイプによって、この法案がもたらす影響は大きく異なる。一中略一 タフツ大学では、寄付募集活動を終えたところである。<u>2%の私たちの寄付者</u> <u>が、80%の金額の寄付をしている</u>。それに対し、全米点字プレス、アメリカ 心臓協会、米国糖尿病学会について言えば、膨大な少額寄付が非常に価値の あるこれらの団体を維持している。よって、明らかに異なるタイプの団体は、 異なる尺度で異なる影響を受ける。"(Comprehensive Tax Reform, 1985, pp. 3524-3525, Statement of Jean Mayer, Ph.D., President, Tufts University, and Chairman, New England Board of Higher Education.)

1990年の連邦議会におけるヴァンダービルド大学チャンセラーの証言

"私の所属するヴァンダービルド大学で何が起きているかお示ししよう。<u>私たちの評価性資産の寄付は、過去2年間の間に急激に落ち込んだ。去年、そのような形態の寄付額は、3年前の3分の1になっている</u>。他の大学においても、州立・私立双方ともに、同じような経験をしている。"(Impact, Effectiveness, and Fairness of the Tax Reform Act of 1986, 1990, pp. 482-483, Statement of Joe B. Wyatt, Chancellor, Vanderbilt University, on Behalf of the American Council on Education.)

福井文威(2014) 『米国の高等教育における個人寄付の拡大に関する研究』東京大学大学院より。

寄付控除制度を擁護する側からの主張 : アメリカの高等教 育の"自律性"と"多様性"を基礎付ける上で必要な制度。

米国カレッジ協会 (Association of American Colleges)

 "私立高等教育の健全性、脆弱性は、特にフィランソロピーによって左右される。<u>恒常的な寄付がなければ、私立セクターの独立、即ち、政府からの</u> 独立、市場からの独立は、維持することが出来ない。" Association of American Colleges.

(1974). A National Policy for Private Higher Education: The Report of a Task Force of the National Council of Independent Colleges and Universities: Association of American Colleges., 31-32.

カリフォルニア工科大学学長の声明

 "アメリカ国民の全ての所得階層が個人として米国の教育に様々な経路で財 政的に支援する機会があることは望ましいことである。なぜなら、この多 様性は、ヨーロッパやラテンアメリカのように政府が(ほぼ)すべてを財 政支援し、それに付随して規制をかけるモデルと比較して、米国の誇りと するものだからである。" 1975年8月25日のロサンジェルス・タイムズ紙におけるHarold Brownの声明 "Tax Reform: A Danger to Philanthropy Caltech President Calls Charitable Giving Key to Educational Diversity"

福井文威(2014)『米国の高等教育における個人寄付の拡大に関する研究』東京大学大学院より。

英国においても、株式の寄付を大学にした場合、同様の制度(公正市場価格での課税所得からの控除と、キャピタルゲイン課税の免除)が導入されている。

• オックスフォード大学の寄付募集案内

"Share giving is the most generous tax relief available to benefactors, combining relief on income and capital gains tax. In the UK, share gifts qualify for tax relief equal to the market value of the shares on the day the gift is made, including associated costs such as broker fees. The tax relief can be claimed for the year in which the gift is made. For example, a gift to the University of Oxford of £1,000 worth of shares, made by an individual who is a higher rate taxpayer, would reduce their income tax by up to £500 for the year. Additionally, the benefactor would not have to pay of any Capital Gains Tax (CGT) on any increase in the value of the shares since they were bought. If the shares have gone down in value, however, it is not possible to use this loss to offset any other CGT liabilities. (Oxford Thinking, Campaign for the University Oxford, https://www.campaign.ox.ac.uk/donate/tax-efficient-giving アクセス日:2016年12月1日)"





英国では、ブレア政権時代に寄付文化の構築を目的に、チャリティに関す る税制改革がなされたとされる。

2000年のブレア政権のチャリティに関する主な税制改革

- ▼寄付免税の最低必要寄付額(250ポンド)を廃止し、少額寄付においても 寄付免税を認める。また、電話やインターネットを通じた寄付に関し、寄 付免税を認める。
- ▼税引き前の給与から一定額をチャリティに寄付する「給与天引きによる寄付Payroll Giving」の寄付金額の上限(1,200ポンド)を廃止する。
- ▼時限的に「給与天引きによる寄付」の制度を利用した寄付については、政府が10%相当の補助金を上乗せし、寄付先に配布する。
- ▼株式寄付に対する免税措置を新たに設け、寄付相当額の課税所得の控除を 認め、キャピタルゲイン課税をも免除する。

網倉章一郎(2004)「英国チャリティに関する租税制度--2000年のチャリティ税制改革の位置付け」公益法人, 33, 9-14.を参考に作成。

- 1. アメリカの高等教育は、現在の高い水準の寄付を一貫して維持して来たわけではなく、1980年代 から1990年代に寄付を拡大させた事例として捉える必要がある。
- 2. 個人寄付拡大の背景には、1980年代~1990年代の資本市場の拡大(経済要因)とともに、好景気時に資本市場で拡大した資産を寄付へと誘導する「評価性資産に対する寄付控除制度(政策要因)」が複合的に機能しており、政策が重要な働きをしている。よって、博愛精神に基づく寄付文化や、寄付募集のノウハウからだけでは、アメリカの高等教育が巨額の寄付を集めるように至った現象は説明出来ず、それを支える制度的前提に対する理解が必要である。
- 3. 当該制度は、税の公平性という観点から批判の対象となった制度である。一方、それを擁護する 立場からは、アメリカ高等教育が重視してきた価値観である「自律性」や「多様性」を基礎付け る上で重要であるという指摘や、現実に制度が制限された時に寄付が減少し、教育研究活動に支 障が出ているという指摘がなされ、結果的にアメリカのアカデミアを支える制度として維持され ている。そして、イギリスでも同様の制度がみられる。よって、寄付・寄付控除制度の問題は、 税の原則論だけで議論するのではなく、その国の高等教育システムの重視する「価値」や、現実 の教育研究活動へのインパクトと伴わせて検討する必要がある。
- 4. 高等教育への個人寄付の拡大にあたっては、我が国の社会事情を踏まえながらも、現金のみならず、株式をはじめとする評価性資産の寄付、及び、評価性資産寄付を促進する制度に着目する必要がある。